

公益財団法人 福井県スポーツ協会 福井県スポーツ医・科学委員会規程

(総 則)

第1条 公益財団法人 福井県スポーツ協会（以下「本会」という。）に、専門委員会の一つとして、スポーツ医・科学委員会（以下「本委員会」という）を設置し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 この委員会は、スポーツ医・科学の普及振興と本県のスポーツ振興及び競技力向上に寄与し、併せてスポーツ医・科学関係事業について審議し、理事会に意見を報告するとともに理事会の諮問に答申する。

(組 織)

第3条 本委員会は、本会理事及び第7条の専門部会の代表者（1名以上）、及び競技団体関係者20名程度で組織する。

2 委員は本会会長が理事会に諮って会長が委嘱する。

(役 員)

第4条 本委員会に、次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 若干名

2 委員長は、会長が委員の中から委嘱し、委員会を代表して会務を統括する。

3 副委員長は、委員長が指名し、委員長を補佐して、委員長事故あるときはその職務を代行する。

(任 期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残留期間とする。また、再任を妨げない。

(会 議)

第6条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 本会会長、副会長、理事、事務局長は、委員会に出席して意見を述べることができる。

5 委員長が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(専門部会)

第7条 本委員会には、本委員会の業務遂行のため、専門部会を設ける。

- 2 専門部会は、専門部会の組織、委員の構成および運営に関し、必要な事項を本委員会に報告し承認を得なければならない。
- 3 各専門部会で審議された事項は、本委員会に報告し、その承認を得なければならない。

附則 この規程は、公益財団法人福井県体育協会の設立の登記の日
(平成24年4月1日)から施行する。

附則 平成30年4月1日一部改訂(第1条)